

政令第三百三十九号

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。
関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）の一部を次のように改正する。

別表第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三四号、第〇七一三・三五号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号及び第〇七一三・九〇号の項中「平成二七年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二七年一〇月一日から平成二八年三月三十一日まで」に、「五〇、〇〇〇トン」を「七〇、〇〇〇トン」に改める。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「平成二七年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二七年一〇月一日から平成二八年三月三十一日まで」に、「二、一〇九、四〇〇トン」を「二、一〇七、七〇〇トン」に、「四一、六〇〇トン」を「四三、三〇〇トン」に、「五五、六〇〇トン」を「五六、四〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成二七年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二七年一〇月一日から平成二八年三月三十一日まで」に、「二八五、六〇〇トン」を「二四七、八〇

○トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項中「平成二七年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二七年一〇月一日から平成二八年三月三十一日まで」に改める。

附 則

この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。